

鬼北町の令和5年度決算に基づく健全化判断比率等を公表します

■健全化判断比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、鬼北町の令和5年度決算に基づく「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を公表します。

健全化判断比率とは、地方公共団体の財政の早期健全化や再生の必要性を判断する指標で、財政状況を客観的に表すのに役立ちます。健全化判断比率のうち、一つでも早期健全化基準(イエローカード)以上になった場合は財政健全化計画の策定を、財政再生基準(レッドカード)以上になった場合は財政再生計画の策定が求められ、国や県と協力して速やかに財政を健全化する必要があります。

【財政の健全化を判断する比率(4つの指標)の用語解説(簡易版)】

①実質赤字比率	福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等の赤字の程度を示し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。標準財政規模 ^(注1) に対して、どの程度の赤字なのかということがわかり、黒字であれば、実質赤字比率は「なし」となります。
②連結実質赤字比率	町全体(全会計について赤字や黒字を合算)の赤字の程度を示し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。標準財政規模に対して、どの程度の赤字なのかということがわかり、黒字であれば、実質赤字比率は「なし」となります。
③実質公債費比率	町の年間収入に対して、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさの程度を示し、資金繰りの程度を示す指標です。数値が大きいほど借入金の返済が苦しいことを意味します。これには、一部事務組合・広域事務組合への負担金や特別会計に対する繰出金のうち、借入金の返済に相当するものも含まれます。
④将来負担比率	一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高が、町の年間収入の何年分に相当するのを示し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。町の年間収入が、将来支払っていく可能性のある負担等の残高を上回る場合は、将来負担比率は「なし」となります。

(注1)【標準財政規模】:地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の総額(規模)をいいます。

鬼北町における令和5年度の標準財政規模(臨時財政対策債を含む。)は、49億3,218万3千円です。

※詳細な用語解説については、国作成の「別紙資料 健全化判断比率及び資金不足比率に関する解説」を参照してください。

■鬼北町の健全化判断比率は、次のとおりです。

	財政再生基準	早期健全化基準 (令和5年度)	令和5年度	令和4年度	令和3年度
①実質赤字比率(%)	20.00	15.00	—	—	—
②連結実質赤字比率(%)	30.00	20.00	—	—	—
③実質公債費比率(%)	35.0	25.0	7.0	6.4	6.0
④将来負担比率(%)		350.0	—	—	—

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載しています。

※鬼北町の指標の数値が、早期健全化基準や財政再生基準を一つでも上回れば、財政健全化計画の策定が義務付けられたり、地方債の発行が制限されたりするようになります。

コメント

- ・令和5年度決算は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率については、一般会計、特別会計ともに、黒字であり算定されません。
- ・③実質公債費比率は、地方債発行額の増加に伴い元利償還金が増加しており、0.6%増加したものの、早期健全化基準を下回っています。
- ・④将来負担比率は、地方債現在高や将来負担すべき実質的な負債よりも、町の収入(地方交付税や基金残高等)の方が多く、算定されません。

■資金不足比率(公営企業における指標)は、次のとおりです。

公営企業会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	

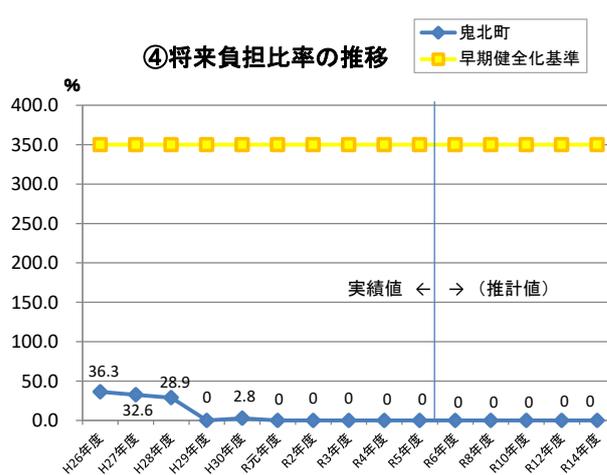
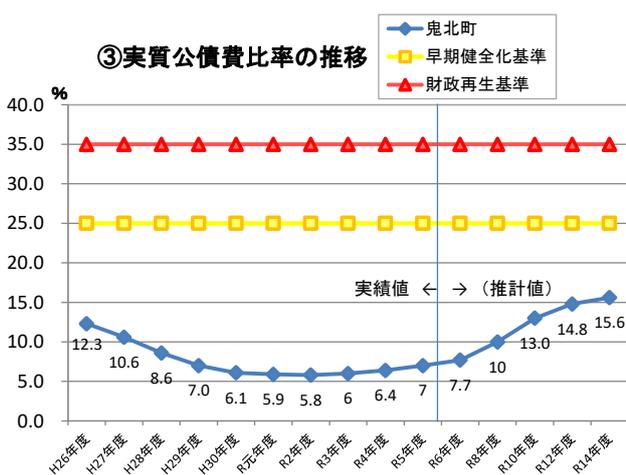
※資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載しています。

※各特別会計の比率が経営健全化基準を超えた場合は、健全化判断比率が早期健全化基準を超えた場合に準じた対応が求められます。

コメント

・いずれの公営企業会計も資金剰余となることから、資金不足比率は算定されません。

■鬼北町の指標の推移・推計値は、次のとおりです。



※R6年～R14年度の推計値は、R6年7月時点の計画を基に作成しており、数値は変動する可能性があります。

コメント

・③実質公債費比率は、近年の地方債発行額の増加に伴い元利償還金が増加しており、今後も増加が見込まれますが令和14年頃には増加が緩やかになると推計され、高止まりにはなるものの早期健全化基準よりも下回っています。
 ・④将来負担比率は、現時点での地方債現在高や将来負担すべき実質的な負債よりも、町の収入(地方交付税や基金残高等)の方が多く見込まれ、算定されないものと推計されます。

■鬼北町の財政状況について

令和5年度決算における「健全化判断比率」はいずれも「早期健全化基準」を下回っており、財政状況は健全に運営されているものと判断できます。

健全化判断比率の4つの指標のうち、「実質公債費比率」は、分子となる地方債残高や償還金が増加または分母となる普通交付税(注2)や標準税収入額等(注3)が増加することにより比率は減少するものとなっています。それなら地方債の発行(借金)をしなればいいのではと思われそうですが、建物、町道や橋りょうなどの整備には多額の費用がかかります。仮に借金をせず一括して支払いをした場合、その他の行政サービス(保育所や小中学校の運営、町道の管理やごみ収集など)に支障をきたしてしまいます。財政に余裕のある大都市などであれば、借金をしなくても税収のみで賄うことが可能かもしれませんが、自主財源に乏しい鬼北町においては、計画的に地方債を活用していくことが必要となります。

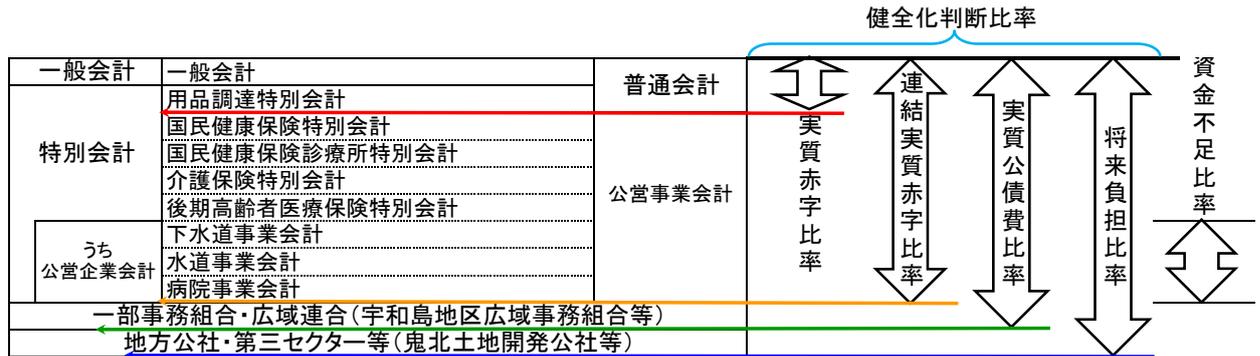
町の人口規模を考えた、「無駄はないか?」「過大な施設ではないか?」「統廃合できないか?」等、様々な検討をたううえで、必要な事業であれば確実に実施していくことが求められます。つまり、財政のイエローカードに該当する「早期健全化指標」を超えない範囲内で、バランスよく物事を考えていくことが重要で、毎年財政健全化の指標をチェックしながら、より住みやすい・住みたくなる鬼北町を目指して町づくりを進めていきます。

(注2)【普通交付税】:どの地域に住んでいても一定の住民サービスを提供できるように、国税(所得税、消費税など)を地方公共団体に分配したもの。(標準財政規模に含まれる金額)

(注3)【標準税収入額等】:地方税(住民税など)や地方譲与税等の収入の見込額のこと。(標準財政規模に含まれる金額)

■参考資料

【健全化判断比率の各指標の対象となる会計等の範囲】



※健全化判断比率の指標ごとに、対象となる会計の範囲が異なります。

【基準を超えた場合に義務付けられる内容】

健全段階	早期健全化段階 (イエローカード)	財政再生段階 (レッドカード)
◎指標の整備と情報開示の徹底 ・4つの指標について、監査委員の審査に付し、意見を付けて議会に報告し	◎自主的な改善努力による財政健全化 ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け ・計画の実施状況を毎年度議会に報告し公表 ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣または知事が必要な勧告	◎国等の関与による確実な再生 ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け ・災害復旧事業等を除き地方債の起債を制限 ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

※各基準を一つでも超えると、該当の段階となります。

